

宅地建物取引士資格登録簿の変更登録申請について

宅地建物取引業法第20条により、宅地建物取引士の登録をしている者は、登録を受けている事項に変更があったときには、遅滞なく変更の登録をしなければならないとされています。

変更手続きが遅れると、宅地建物取引士証の発行手続きに支障が生じたり、取引士証の更新案内が届かなかったり、業者の免許手続きに支障が生じたりする場合があります。

○変更手続きについて

変更の手続きは、宅地建物取引士の登録をしている都道府県でのみ行うことができます。

お持ちの宅地建物取引士証の登録番号に記載されている都道府県で変更の手続きを行ってください。

申請は、オンライン申請もしくは持参、郵送にて受け付けています。

1. 必要書類等について（佐賀県登録の宅建士の場合）

		変更内容				注意事項
		氏名	住所	本籍地	従事先	
変 更 登 録	変更登録申請書	○	○	○	○	
	住民票抄本		○			・個人番号の記載のないもの。 ・発行から3か月以内のもの。
	戸籍抄本	○		○		・発行から3か月以内のもの。
	入退社がわかる書類				○	・入社の場合) 入社証明書 ・退社の場合) 退社証明書 ※宅建業者が証明した証明書
書 換 え 交 付	書換え交付申請書	○	○			
	顔写真2枚	○				・縦 3.0 cm×横 2.4 cm。交付申請前6ヵ月以内に撮影した同一写真を2枚。
	宅地建物取引士証	○	○			・オンライン申請の場合は、別途郵送。
	返信用封筒	※	※			※オンライン申請・宅地建物取引士証を郵送で受け取りたい方のみ提出 ・自らの宛先を記載した簡易書留用（切手を貼付）の返信用封筒またはレターパック（ライトで可） ・オンライン申請の場合は、別途郵送。

※手続きの詳細ならびに様式については、佐賀県HPをご確認ください。

佐賀県HP > 県土・まちづくり > 土地・建設・不動産 > 不動産取引 > 宅地建物取引士関係

2. 窓口

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 総務宅建担当

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 電話番号：0952-25-7164

※書類を持参される場合は、事前に予約の電話をお願いします。

変更手続きについてご不明な点があれば、上記窓口まで連絡してください。